

懇談会の取りまとめの方向性（案）

1．はじめに

（懇談会の設置の趣旨を記載する予定）

2．土壌汚染の特徴と土壌汚染対策法の考え方について

（1）土壌汚染対策法の背景

平成14年に土壌汚染対策法（以下「法律」という。）が制定されたが、この背景としては、土地の売却時などに土壌汚染に係る調査が行われるようになって、汚染の判明事例が増加していたため、土壌汚染に対する社会的関心が高まり、調査や対策のルール化の必要性が広く認識されるようになっていた。また、我が国に土壌汚染が相当多数かつ広く存在する可能性があるため、健康被害を防止する観点から、過去の負の遺産とも言える土壌汚染に適切に対応していくことが必要と考えられた。

このため、土壌汚染による健康被害が顕在化して大きな社会問題となったからではなく、あらかじめ土壌汚染による潜在的な健康リスクに対応するための社会的なルールを構築し、将来にわたって安全で安心して生活できる環境を確保していくことを主眼として法律が制定された。

（2）土壌汚染の把握について

我が国における土壌汚染に的確に対応するためには、まず土壌汚染の存在を把握することが必要である。しかし、我が国の土壌汚染のおそれのあるすべての土地について短期間に調査することは、膨大な土地を対象としなければならず、現実的に困難である。

このため、法律では、汚染の可能性のある土地について一定の機会を捉えて順次に調査を行わせることとした。法律第3条は、汚染の蓋然性が高い土地（有害物質使用特定施設が設置されている場所）を対象として、調査や対策を行いやすい「廃止」という時点をとらえて、土壌汚染状況調査の実施を義務づけている。

なお、現に土壌汚染による健康被害のおそれがある場合には、緊

急に対応する必要があるので、都道府県知事が調査を命ずることができるとしている。

(3) 土壌汚染地のリスク管理について

法律に基づく調査により土壌汚染が判明した場合、都道府県知事が土壌汚染が存在する土地（以下「土壌汚染地」という。）を指定区域として指定・公示するとともに、指定区域台帳を調製し、閲覧に供することとしている。このように、土壌汚染地であることが公に周知され、将来に伝えられる仕組みとなっている。

また、土壌汚染地は、土地の形質変更によって汚染が拡散したり、汚染土壌が不適切に搬出されたりすることのないように管理することが必要となる。このため、法律では指定区域での土地の形質変更に際して、事前に都道府県知事に届け出なければならないこととしている。

また、法律では、指定区域について、人が立ち入ることができる場合や、地下水が飲用されている場合など、健康被害のおそれがある場合に、必要な対策を法律第7条に基づき命ずることができることとしている。

土壌汚染の場合、水や大気の汚染と比較して有害物質が移動しにくいので、摂取経路を適切に遮断することにより健康被害を防止することが可能である。法律でも、対策の内容として、必ずしも土壌汚染を除去しなければならないものではなく、盛土や封じ込め等の摂取経路の遮断を基本としている。

このような法律の規定により、土壌汚染地についてのリスク管理措置が担保されている。

3 . 現状と主な課題

(1) 土壌汚染対策法の対象について

法律に基づく調査は、平成20年2月14日までの法律施行後5年間で件が実施された。これ以外に一部の地方公共団体は、法律とは別に条例等で土地所有者等に土壌汚染の調査を義務づけている。また、土地売買や再開発等の際、土壌汚染の調査が行われることが一般化し、法律や条令等を契機としない自主的に行われる調査が増加して

いる。例えば、平成17年度に都道府県が把握した法律に基づかないものも含んだ土壌汚染の調査事例は1,149件、このうち基準超過事例は667件となっている。また、(社)土壌環境センターによれば、平成18年度に、調査は12,434件実施されており、このうち法律に基づくものが1%、条例・要綱に基づくものが9%、残りの90%が自主的なものとなっている。対策は2,356件実施されており、法律に基づくものが3%、条例・要綱に基づくものが12%、自主的なものが85%となっている。

このようなことから、汚染の蓋然性が高い土地として法律では有害物質使用特定施設に係る土地について施設の廃止時に調査を義務づけたが、実際にはそれ以外の場合でも土壌汚染が判明することが多いという状況が明らかになっている。このことは、土壌汚染の可能性のある土地のうちごく一部しか法律で捉えきれていないことを意味している。

我が国の土壌汚染のおそれのある土地を順次に調査し、土壌汚染地については、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要であることから、法律の対象の入り口となる調査契機について見直しが必要と考えられる。

(2) 土壌汚染対策の傾向について

法律に基づく調査の結果、汚染が判明し指定区域に指定されたのは、法施行後5年間で 件ある。このうち、健康被害のおそれがあるため摂取経路を遮断する対策が必要とされる区域は 件あり、これらについては措置済みが 件、措置の実施中・検討中が 件と対策が進められている。

実施された対策の内容としては、「掘削除去」が選択されることが多く、自主的に行われる対策についても、同様に掘削除去等が選択されることが多い。これらについては、汚染の程度にかかわらず掘削除去が選択される傾向があると考えられる。掘削除去に比較して対策費用が安い「盛土」、「封じ込め」あるいは「原位置浄化」等が選択されることは少ない。

法律では土壌汚染の対策として摂取経路の遮断が基本とされ、掘削除去等の他に、盛土、舗装、封じ込め等の種々の対策が認められている。しかしながら、ここまで掘削除去が多い現状は想定されていなかったと言える。

掘削除去が選択される理由としてはいろいろ挙げられる。土地所有者等の心理的要因として、土壤汚染に関する諸々の不安を取り除いておきたいということがある。また、経済的側面として、不動産取引の際に土壤汚染が存在したままでは、取引成立の成否や取引価格に影響するということがある。さらに、法律の基本的考え方や土壤汚染への対応として盛土・舗装等の摂取経路を遮断する対策で十分であるということがまだ国民一般に十分に浸透していないことも大きな要因と考えられる。

今日のように掘削除去が極めて多い状況は、必ずしも望ましいものではない。土壤汚染地は我が国全体として相当多数に広がっていると見られ、その面積は日本全国で約11.3万haとも推定されている。その中で、現在のように掘削除去中心の傾向が続けば、搬出される汚染土壤の処理能力が不足し、処分場が対応できなくなるおそれがある。掘削除去は、良質な埋め戻し材を必要とする。汚染土壤が不適切に処理されれば、搬出先の環境に負荷を与える要因となり得る。軽度な汚染にも関わらず掘削除去が選択される場合、経済的合理性から問題となる。また、他に選択肢がある中で掘削除去が選択される場合、対策費用を高額化させ、結果的にブラウンフィールド問題を深刻化させるおそれがある。

こうした我が国の現状に照らし、法律の趣旨について国民の理解を促進しつつ、汚染の程度や土地利用状況に応じた合理的で適切な対策が実施されていくような施策を推進すべきである。

(3) ブラウンフィールド問題

土壤汚染は、不動産の資産価値に関わり、経済的側面が大きく、各方面においてその取り扱いの重要性が増している。こうした状況を背景として今後ブラウンフィールド問題が顕在化する懸念がある。ブラウンフィールドとは、土壤汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となった土地のことをいう。

諸外国では、土壤汚染問題が環境問題として一般化した後の現象として、ブラウンフィールド問題が社会経済上深刻化し、対応が行われるようになってきている。我が国では土壤汚染への取組の歴史が比較的浅いことから、現時点でブラウンフィールドはそれほど顕在化していないと考えられるが、狭隘な我が国の場合、工場跡地等が住

居・商業地等として利用される場合が多いので、諸外国のように問題となる可能性がある。

こうしたことから、汚染の状況や土地利用の目的に応じて有効に土地の利活用が図られるように幅広い関係者が連携して取り組んでいく必要がある。

(4) その他の諸課題

法律の成立当時から指摘されている課題として、搬出汚染土壌の適正な処理が挙げられる。土壌汚染対策工事に伴い搬出される汚染土壌は、相当規模の量（約300万トン）に達していると見込まれる。最近、現場から搬出される汚染土壌の処理に関して、一部で不適切な処理が行われている事例も見られる。掘削除去等の土壌汚染対策が増加している今、廃棄物の不法投棄問題のような事態を招来しないよう今後の対応が必要な課題である。

この他、土壌汚染に関する情報の集積・引継、生活環境の保全、調査・対策の信頼性の確保、土壌汚染の未然防止等といった諸課題が指摘されている。

4．土壌環境施策のあり方

今後、それぞれの土壌汚染地について、状況に応じた合理的かつ適切な対策が選択されるようにするため、土壌汚染のリスクの特徴や法律の考え方の国民への浸透を図るとともに、制度的な手直しを検討することが必要と考えられる。

また、土壌汚染地が的確に把握され、汚染の状況に関する情報が適切に開示され、汚染状況に応じた対策が確実に講じられるよう、法律の対象範囲を見直すとともに、法律の対象範囲とならない部分について自主的な調査・対策を推進することが適当と考えられる。

さらに、3．に示したように多くの課題があるので、これらを含めて幅広く総合的に施策を検討し、実施に移していく必要がある。その際、経済的な影響に配慮することが必要であり、施策の検討・推進に当たっては、幅広く関係者との連携を図ることも重要と考えられる。

(1) サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について

土壌汚染対策は、汚染状況に応じて、対策の妥当性が確保されつつ行われることが必要である。しかし現状では、汚染の内容や程度にかかわらず、掘削除去等の汚染の除去が選択されることが多い。汚染状況に応じて合理的で適切な調査・対策を促進させる方策について検討すべきである。

(ア) 土壌汚染のリスクや法律の考え方に関して、国民の理解を得ていくことが必要であり、そのための普及・啓発活動を推進していくべき。

(イ) 指定区域について対策の必要性があるかどうかの判断基準（対策発動基準）を指定基準とは別途設け、さらにその際、土地利用用途を考慮して設定することを検討すべき。
（土地利用用途が将来的に変更される場合への対応に留意）

(ウ) 欧米におけるサイトリスクアセスメントの手法や運用実態について、まずは知見を深め、我が国で導入するとした場合の手法や技術的検討を行っていくべき。
その上で、我が国の法制度あるいは施策の中で、対策必要性や対策妥当性の判断に関して、どのような仕組みでサイトリスクアセスメントを活用できるのか、さらに議論を深めていくべき。

(エ) 土地所有者等が実施する土壌汚染対策の計画について地方公共団体が関与、チェックする仕組みを検討すべき。（対策の信頼性の確保）

(オ) 指定区域について、人の健康被害のおそれの観点から摂取経路を遮断する対策が求められる区域と、それ以外の管理が必要な区域に分けた上で指定する仕組みを検討すべき。
また、摂取経路を遮断する対策を実施した場合には、その旨を明示化する仕組みを検討すべき。
（対策の必要性や対策が実施されたことが明確になり、関係者

の理解が促進される。)

指定区域のうち、次のいずれかに該当する場合には、摂取経路を遮断する対策を講じる必要がある。

- () 一般人が立ち入ることができる場合、かつ、含有量基準超過
- () 汚染された地下水が飲用される可能性がある場合等、かつ、溶出量基準超過

(カ) 対策現場において周辺住民とのリスクコミュニケーションを円滑に進めることが重要である。このため、例えば、リスクコミュニケーションに関するガイドラインを策定しその普及を図っていくことや、リスクコミュニケーションにかかわる人材を育成していくべき。

(2) 法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方

法律の対象範囲について

(ア) 法律では、第3条に基づき、有害物質使用特定施設が廃止される場合に調査義務が生じる。しかし、現状では地方公共団体の条例に基づく調査や、土地売買や再開発等の際に行われている土壤汚染の調査によっても汚染が判明することが多く、法律は土壤汚染の可能性のある土地の一部しか捉えきれていない。土壤汚染地を的確に把握し、適切かつ確実に管理・対策を進めるため、法律の対象範囲を見直すべきである。

法律の対象範囲の見直しにあたっては、法律の入口となる調査の契機について、()どのような機会を捉えて、()どのような土地を対象とするかについて検討する必要がある。

()どのような機会とするか

一部の地方公共団体では、一定規模以上の土地の改変時に調査義務を設けている。

また、自主的調査は、土地売買や再開発等の際に行われることが多い。

土地改変時を機会とする場合には、土壤汚染が存在する

場合の汚染の拡散の防止や、搬出される汚染土壌の不適切な処理の防止という意味がある。

土地売買時を機会とする場合には、土地の所有者の変更に伴う土地の管理責任の明確化や、土地取引に伴うトラブルの防止という意味がある。

() どのような土地を対象とするか

条例を設けている地方公共団体では、一定規模以上の土地の改変時にまず履歴等調査を義務づけるところが多い。

あらゆる土地を対象として土壌試料を採取しての土壌汚染調査を実施することは、土地所有者等の負担も大きく、その必要性も乏しいと考えられる。

そこで、過去の有害物質の取り扱い状況や土地の利用状況等から汚染の可能性がどの程度あるかを履歴等調査によって評価し、土壌汚染調査の必要性を判断することが考えられる。

以上のようなことから、一定規模以上の土地改変あるいは土地売買等の際に履歴等調査（資料等調査、いわゆるフェーズ1調査）を行い、その結果を踏まえ、土壌汚染調査の必要性を判断する仕組みを検討すべき。

(イ) 法律の施行前に有害物質使用特定施設が廃止された工場・事業場については、法律の対象範囲としていない。これらに対して、仮に単純に調査を義務づけようとする、

() 過去に廃止された施設をすべて把握することができず、どこの土地に調査義務が生じるのか不明確。

() 施設廃止後にマンションやビルが建てられた場合は、調査の実施が物理的に困難。

() 過去に施設があった多数の土地について一斉に調査義務が生じ混乱を招くおそれがある。

という問題がある。

このため、現実的な解決方策として、(ア)に関連するが、一定規模以上の土地改変あるいは土地売買等の際に履歴等調査を行い、その結果を踏まえ、土壌汚染調査の必要性を判断する仕組みを導入する場合には、こうした機会に調査が行われることとなる。

- (ウ) 法律第3条ただし書きに基づき調査が猶予されている土地において土地改変や土地売買等が行われる際には、都道府県知事に届け出ることとし、当該土地における調査の必要性を再度判断する機会を設け、必要に応じて土壤汚染調査が実施されるように検討すべき。

自主的な調査の促進

- (ア) 土地所有者等の自主的な土壤汚染の調査の実施は、法律の対象とならない場合であっても、土壤汚染の把握の観点から重要であり、推進すべき。

また、自主的調査により汚染が判明した場合、自ら進んで情報開示していく姿勢が重要である。

- (イ) 自主的調査であっても、一定の要件の下に、法律第3条の調査とみなせる仕組みを検討すべき。

法律第4条調査について

- (ア) 都道府県知事の調査命令の発動にあたり、その前段階として履歴等調査を必要に応じて活用できるよう検討すべき。

(3) 土壤汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎ

土壤汚染に関する調査結果や対策措置に関する情報は、埋没させることなく適切に活用することが重要である。このため、土壤汚染に関する情報を適切に保存・提供する仕組みをより充実していくべきである。また、不動産取引の際に土壤汚染に関する情報が、きちんと引き継がれるようにしていくことも重要である。

なお、法律の指定区域は公示され、指定区域台帳に掲載される。また、宅地建物取引業法により、指定区域であることは重要事項説明の対象となる。したがって、法律の対象となればこれらの課題の一定程度は解決されるが、法律の対象とならない部分も含め

て何らかの仕組みを検討すべきである。

- (ア) 土壌汚染に関する基本的な情報について、国民が簡単に情報を入手できる仕組みを検討すべき。(例えば、インターネット上で検索・閲覧できる仕組み。)
- (イ) 土壌汚染に関する詳細な情報(調査結果や対策内容に関する情報等)について、保存・管理する仕組みを検討すべき。また、一定の利害関係者が詳細な情報を入手できる仕組みを検討すべき。
- (ウ) 不動産取引の際に情報の引き継ぎを行わせるような制度を検討すべき。
(これについては、上記のような土壌汚染に関する情報の保存・管理、提供の仕組みの構築で対応することも考えられる。)

(4) 搬出汚染土壌の適正処理を確保するための制度の充実

法律は、搬出汚染土壌の処理を正面から対象としていない。指定区域であっても、汚染土壌が不適正に処分された場合、規制は必ずしも十分でない。指定区域以外から搬出される汚染土壌については、法律の対象外であるため、適正処理を確保するための制度がない。汚染土壌は処理費用がかかり、見た目では区別がつかず問題が顕在化しにくいいため、廃棄物の不法投棄と似たような状況を招来することが懸念される。

このため、搬出される汚染土壌の適正な処理を確保することが必要である。

- (ア) 法律の対象である指定区域については、汚染土壌の処理について一定の規制がある。したがって、法律の対象範囲が見直されれば、汚染土壌の処理についても規制がかかることとなり、一定の効果がある。
- (イ) 搬出される汚染土壌について、適正処理を確保するための法規制の充実化を検討すべき。発生から最終的な処理に至るまで

関係者が責任をもって処理する仕組みを確立していくべき。

(ウ) 具体的に、次に掲げるような施策を検討すべき。

汚染土壌処理に関わる関係者に、汚染土壌の適正な処理の義務づけ。

搬出汚染土壌管理票（汚染土壌マニフェスト）を用いた汚染土壌の発生から最終処分に至るまでの汚染土壌管理システム。

汚染土壌が不適正に処理された場合の是正措置。

(エ) その他、土壌汚染対策業者や汚染土壌処理施設に関する規制、及び土壌汚染地等から土壌を搬出する段階若しくは土壌を受け入れる段階でチェックする仕組み等についても議論を深めていくべき。

(オ) 汚染土壌の適切な処理や再生利用を促進すべき。また、大量の汚染土壌を安価に処理できる施設の普及・推進を図るべき。

(5) 調査・対策の信頼性の確保、調査・対策手法の充実

土壌汚染の調査・対策手法の充実、低コスト化

(ア) 低コスト・低負荷型の調査・対策技術の実用化・普及を促進すべき。分析方法について、簡易測定法の活用も検討すべき。

調査の信頼性を確保すべき方策

(ア) 指定調査機関の技術的能力を向上維持させていく方策として、以下のような項目を検討すべき。

指定の際の資格要件の見直し

例えば、技術管理者に関する専門的資格の導入。

指定の更新制の導入

その他、技術管理者の講習、調査事業者内部でのチェック体制の強化等についても推進すべき。

履歴等調査について

- (ア) 論点(2) に関連するが、法律の対象範囲の見直しに際して、土地改変や土地売買等の際に履歴等調査(資料等調査、フェーズ1調査)を行うこととする場合、履歴等調査の方法や内容について検討が必要である。
 - (イ) 履歴等調査の担い手について、現在の法律上の指定調査機関制度のように、実施機関の公平中立性を保ち、専門的知見や能力を備えた者が調査を実施することについて検討すべき。
 - (ウ) 土地取引や不動産鑑定、担保評価等を目的として行われる履歴等調査については、それぞれに求められる目的や精度が異なるため、その標準化については、妥当性も含めて検討すべき。
- (6) 対策を推進するための各方面における経済的な方策について

ブラウンフィールド問題に関する施策

ブラウンフィールド問題については、今後この問題を深刻化させないよう対処していく必要がある。国土の有効利用という観点から、土壤汚染地を塩漬けにせず有効に利活用していく視点が重要である。

土壤汚染は環境問題として取り組むことが基本であるが、経済問題の側面もあるため、幅広い関係者が連携しつつ取り組むことが期待される。

(1)に掲げた施策もブラウンフィールド問題の緩和に対して効果があるものと期待されるが、その他に以下のようなものが考えられる。

- (ア) 放置され塩漬けとなりがちな土壤汚染地について、適切に土壤汚染対策を講じ、魅力や活気あふれる良好な街づくりを推進していくことが重要である。

また、民間の活力を取り入れることも必要であり、土壤汚染地を敬遠せずにデベロッパーの開発が進むような状況に向けた

取り組みが重要である。

今後、こうした土壌汚染地の再生を推進していくような施策が期待される。

(イ) 金融機関が土壌汚染地を必要以上に敬遠せずに融資対象とするよう、土壌汚染地をストックとしてみた評価を前提とせず、再開発の枠組みや対策実施後の利用計画全体スキームでみたプロジェクトファイナンスの推進。

(ウ) 企業会計の基準の検討を行うため財団法人財務会計基準機構に設置されている企業会計基準委員会では、国際会計基準の標準化の流れに沿いつつ、企業価値をより正確に投資家に開示することを狙いとし、「資産除去債務に関する会計基準（案）」の公開草案を昨年 12 月末に公表した。これが決定されれば、資産の除去時（具体的には、有形固定資産の売却、廃棄時等）に法令又は契約で要求される土壌汚染の対策に要する費用を、有形固定資産の除去に関する将来負担として財務諸表に計上することが必要。新会計基準は、将来の財務上の不確実性を減少させることで、投資の安定にもつながることが期待されている。

このような企業会計の新たな仕組みを利用して土壌汚染対策を計画的に行う取り組みの普及・推進。

資産除去債務に対応する除去費用は、負債として計上するとともに、同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて各期に費用配分される。費用の損金算入が認められ、資産除去債務を減価償却対象とすることによって、企業経営の中で土壌汚染対策費を計画的に準備していくことが可能になる。

(エ) 現状では掘削除去が対策の中心であるため、不動産鑑定においても、掘削除去を前提として土壌汚染地が評価されることが多い。

今後、土壌汚染地について、掘削除去のみならず状況に応じて盛土、封じ込め等の対策が講じられるようになれば、それらを的確に反映した評価を行う必要がある。その際、必要に応じた土壌汚染地の評価実務の見直しと普及を推進。

(オ) 土壤汚染地に対する様々なリスクを関係者に分散する保険の普及・推進。

(カ) 資力が乏しい中小事業者に配慮していくべき。このため、土壤汚染対策に関する支援策の検討。

土壤汚染地をめぐる法的責任について

(ア) 米国では、法律上土壤汚染に対して責任を負う主体は、我が国（土地所有者及び汚染原因者）と比べて広く、さらにそれらの者は連帯責任を負うこととなっている。一方で、善意の土地購入予定者、善意の土地取得者、隣接地等（もらい汚染）の所有者の責任については抗弁を認めている。

各国における土壤汚染や民事関係等に関する法体系を踏まえつつ、土壤汚染地をめぐる法的責任関係について、参考とすべき点があるか検討すべき。

土壤汚染対策基金の活用について

土壤汚染対策基金については、今後、法律の対象範囲を見直す場合、従来対象外となっていた事例が対象となり、案件が増加する可能性がある。基金については、今後もその必要性は変わらないが、助成対象とする要件については、必要に応じて見直していくことが必要である。

(ア) 措置命令が発せられなくても土地所有者等が法律上必要とされる土壤汚染対策を講じる場合であれば助成対象とすることを検討すべき。

(イ) 土壤汚染対策基金の活用に関する地方公共団体の助成制度の整備が望まれる。

(ウ) 汚染原因者については、現在のところ助成対象となっていないが、汚染原因者についても一定の条件の下で助成が必要かどうか、その是非も含めて検討すべき。

(7) 土壌汚染の未然防止、操業中からの対応の促進

土壌汚染の未然防止

土壌汚染を引き起こさないようにしていく発想、問題が生じても放置せず汚染の拡大を未然に防いでいく意識や姿勢が持たれることが今後重要である。

- (ア) 土壌汚染防止の観点で参考となる事例等の普及啓発を推進すべき。

操業中からの対策促進について

土壌汚染問題について、工場・事業場の廃止時に問題に直面してから対応を検討するのではなく、操業中から計画的に対処すれば、時間的余裕が生まれ、調査や対策方法の選択の幅が広がり、費用面でも有利となる可能性がある。

- (ア) 操業中からの土壌汚染対策で参考となる事例等の普及啓発を推進すべき。
- (イ) 操業中からの対応を促すため、土壌汚染の調査・対策を自主的に実施した場合、一定の条件の下で法律上の調査義務や対策を果たした事となるような制度的検討を行うべき。(例えば、履歴等調査を導入するとすれば、その中で既に自主的に調査されたことを考慮し、さらに調査が必要かどうかを判断。)

(8) 施策対象とする項目等について

規制対象物質等について

- (ア) 欧米の土壌環境法制の規制対象の動向を注視しつつ、必要に応じて我が国の対象物質を今後見直ししていくべき。

- (イ) 摂取経路について、土壌からの揮発経路による摂取リスクについても、科学的知見を深め、必要に応じ対象としていくべき。

生活環境保全、生態系等の観点について

- (ア) 油汚染対策ガイドラインの普及を推進する。(油による土壌汚染については、人の健康被害の防止の観点と生活環境保全の防止の観点から検討が必要。)
- (イ) 生活環境保全については、油による土壌汚染への対応と密接に関連する。また、土壌に含まれる物質による臭いの問題等について、さらに検討すべき。
- (ウ) 生態系については、土壌汚染による影響や評価方法について技術的知見を深めていくべき。

自然的原因により基準を超過する土壌について

自然的原因により有害物質が含まれる土壌は、法律の対象とはしていないが、自然的原因であっても、基準を超過する土壌を搬出し別の地域に運び入れ使用する場合は、移動先の環境保全の観点から適切な管理が必要となる。

- (ア) 自然的原因により基準を超過する土壌に対してどのような取り扱いをすべきか、対応の仕方を明確にするガイドラインの策定について検討すべき。また、過度な対策とならないよう配慮すべき。
- (イ) 自然的原因であるか否かの判断に資する自然汚濁レベルの目安、地質データ等を整備・提供していくべき。

(9) その他

地下水保全施策との連携

(ア) 地下水保全との連携を強化しつつ土壌汚染対策を推進すべき。

(イ) 土壌汚染を考慮した地下水の適切なモニタリングの実施を推進すべき。